



金 沢 市 公 報

号外第8号

令和3年(2021年)6月22日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則 (総務課) 11
●規 則		○職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢 市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関 する規則の一部を改正する規則 (人事課) 12
○金沢未来のまち創造館条例の施行期日を定め る規則 (産業政策課) 1		○金沢市財務規則の一部を改正する規則 (財政課) 12
○金沢未来のまち創造館条例施行規則 (") 1		
○金沢市学校給食費条例施行規則 (教育総務課) 7		
○金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金 沢市農村下水道条例の一部を改正する条例の 一部の施行期日を定める規則 (企業総務課) 11		

規 則

金沢未来のまち創造館条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第40号

金沢未来のまち創造館条例の施行期日を定める規則

金沢未来のまち創造館条例(令和3年条例第3号)の施行期日は、令和3年8月8日とする。

金沢未来のまち創造館条例施行規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第41号

金沢未来のまち創造館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢未来のまち創造館条例(令和3年条例第3号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の申請)

第2条 条例第9条の規定により、金沢未来のまち創造館(以下「創造館」という。)のオフィス、シェアオフィス及び研究室(以下「オフィス等」という。)並びに多目的室及び調理室(以下「多目的室等」という。)の使用の承認を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、金沢未来のまち創造館使用申請書(様式第1号。以下「使用申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。その申請の内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定によりオフィス等の使用の承認の申請をしようとする者は、市長が別に定める書類を当該使用申請書に添付しなければならない。

(使用申請書の受付期間)

第3条 使用申請書の受付期間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) オフィス等 市長がオフィス等の使用の承認を受けようとする者について、新聞、インターネットその他の方法による公募を行う期間

(2) 多目的室等 当該施設を使用する日の6か月前の日の属する月の初日から当該施設を使用する日の前日まで
(オフィス等の使用者の決定)

第4条 市長は、条例第9条第3項の規定によりオフィス等の使用の承認をしようとするときは、使用申請書の内容を審査の上、当該オフィス等を使用する者を決定するものとする。この場合において、市長は、学識経験者等をもって構成するオフィス等を使用する者の決定のための審査会の意見を聴くものとする。

(使用承認書の交付)

第5条 市長は、オフィス等及び多目的室等の使用の承認をしたときは、金沢未来のまち創造館使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

(情報通信を利用したシステムによる使用の申請)

第6条 第2条第1項の規定にかかわらず、多目的室等を使用しようとする者は、市長が指定する情報通信を利用した多目的室等の使用を予約するためのシステムを通じて多目的室等の使用の承認の申請をすることができる。

2 前項の規定により、多目的室等の使用の承認の申請をしようとする者は、あらかじめ、市長の登録を受けなければならない。

3 前項の登録は、登録を受けようとする者の申請に基づき、登録簿に記載することにより行う。

4 第1項の規定による使用の承認の申請の受付期間は、多目的室等を使用する日の6か月前の日の属する月の初日から当該施設を使用する日の前日までとする。

5 市長は、第1項の規定による使用の承認の申請を受理し、当該使用の予約を登録したときは、その旨を当該申請をした者に同項に規定するシステムを通じて通知する。

6 第1項の規定による使用の承認の申請をした者で次の各号に掲げるものが当該各号に定める場合に該当するときは、これをもって、多目的室等の使用の承認を受けたものとみなす。

(1) 次号に掲げる者以外の者 使用に先立ち多目的室等の使用料を納付したとき。

(2) 条例第15条の規定により多目的室等の使用料を免除された者 当該使用料の免除に係る通知を受けたとき。

(使用の承認の期間の更新)

第7条 条例第10条第2項の規定による使用の承認に係る期間の更新を受けようとする者は、当該期間が満了する日の2か月前の日までに、金沢未来のまち創造館使用期間更新申請書(様式第3号)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請により使用の承認に係る期間を更新したときは、金沢未来のまち創造館使用期間更新承認書(様式第4号)を当該申請をした者に交付するものとする。

(使用の中止の申出)

第8条 オフィス等の使用の承認を受けた者は、当該使用の承認に係る期間が満了する前にその使用を中止しようとするときは、当該使用を中止しようとする日の2か月前の日までに、市長に申し出なければならない。

(使用料の減免)

第9条 条例第15条の規定に基づき使用料の減免を受けようとする者は、金沢未来のまち創造館使用料減免申請書(様式第5号)により、市長に申請しなければならない。

(使用料の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定に基づき使用料を還付する場合は、次の各号に掲げる場合とし、その場合に還付する額は、当該各号に定める額とする。

(1) 創造館の管理の都合によりやむを得ずオフィス等及び多目的室等を使用させることができなくなった場合 オフィス等にあつては当該使用させることができなくなった期間について日割りにより計算した額、多目的室等にあつては既納の使用料の全額

(2) 風水害、火災その他の災害により、オフィス等及び多目的室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)がオフィス等及び多目的室等を使用することができなくなった場合 オフィス等にあつては当該使用することができなくなった期間について日割りにより計算した額、多目的室等にあつては既納の使用料の全額

(3) 多目的室等を使用する日の1か月前までに使用の承認の取消しを申し出て、当該取消しの承認を受けた場合 既納の使用料の7割に相当する額

(原状回復)

第11条 使用者は、その使用を終えたとき、又は条例第12条の規定による使用の停止を命ぜられたときは、直ちにオフィス等及び多目的室等の設備等を原状に復さなければならない。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けずに寄附金の募集又は物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (2) 許可を受けずに印刷物等を掲示しないこと。
- (3) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (4) 許可を受けずに所定の設備等以外の設備等を使用しないこと。
- (5) その他創造館の職員の指示に従うこと。

(入館の制限)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 風紀を乱し、又は乱すおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼす物品又は他人の迷惑となる物品を携帯する者
- (3) 動物（盲導犬、聴導犬、介護犬等を除く。）の類を携帯する者
- (4) その他管理上支障があると認められる者

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日（令和3年8月8日）から施行する。

様式第1号（第2条関係）

その1

金沢未来のまち創造館使用申請書
(オフィス等)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢未来のまち創造館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用希望施設	第1希望	第2希望				
使用希望期間	年 月 日から	年 月 日まで				
事業の概要						
資 本 金	千円	創業年月	年 月	従業員数	人	
連 絡 先						

その2

金沢未来のまち創造館使用申請書
(多目的室等)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢未来のまち創造館を使用したいので、次のとおり申請します。

使用の目的				
使用の日	年 月 日 (曜日)			
使用人数				
使用施設	使 用 時 間 区 分			
	午 前 (午前9時から正午 まで)	午 後 (午後1時から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時から午後 9時まで)	全 日 (午前9時から午後 9時まで)
多目的室1				
多目的室2				
調 理 室				
使用責任者	氏 名			
	連 絡 先			

備考 使用時間には、準備の時間及び原状に復する時間が含まれます。

様式第2号 (第5条関係)

その1

収 第 号
年 月 日

金沢未来のまち創造館使用承認書
(オフィス等)

様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった金沢未来のまち創造館の使用について、次のとおり承認します。

1 使用施設

2 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 月額使用料 円

4 条 件

その2

収 第 号
年 月 日

金沢未来のまち創造館使用承認書
(多目的室等)

様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった金沢未来のまち創造館の使用について、次のとおり承認します。

使用の目的				
使用の日	年 月 日 (曜日)			
使用人数				
使用施設	使 用 時 間 区 分			
	午 前 (午前9時から正午 まで)	午 後 (午後1時から午後 5時まで)	夜 間 (午後6時から午後 9時まで)	全 日 (午前9時から午後 9時まで)
多目的室1				
多目的室2				
調 理 室				
使用責任者	氏 名			
	連 絡 先			

様式第3号 (第7条関係)

金沢未来のまち創造館使用期間更新申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢未来のまち創造館の使用の承認期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

1 使 用 施 設

2 使用承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 更新を希望する期間 年 月 日から 年 月 日まで

様式第4号 (第7条関係)

収 第 号
年 月 日

金沢未来のまち創造館使用期間更新承認書

様

金沢市長

年 月 日付けで申請のあった金沢未来のまち創造館の使用の承認期間の更新について、次のとおり承認します。

1 使用施設

2 更新の承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 月額使用料 円

4 条 件

様式第5号 (第9条関係)

金沢未来のまち創造館使用料減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住 所

氏 名

(法人にあつては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

金沢未来のまち創造館の使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

使用の目的	
使用の日時(期間)	
使用する施設	
使用料の額	
減免申請額	
申請の理由	

金沢市学校給食費条例施行規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第42号

金沢市学校給食費条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、金沢市学校給食費条例(令和3年条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の意義の例による。

(学校給食の申込み等)

第3条 学校給食を受けようとする児童又は生徒の保護者及び自ら学校給食を受けようとする教職員等は、学校給食申込書(様式第1号)により、あらかじめ市長に学校給食の提供を申し込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、児童又は生徒の権利保護、健康維持等の観点から必要があると認めるときは、当該児童又は生徒の保護者からの申込みがない場合であっても、学校給食の提供を決定することができる。

(学校給食費等の額)

第4条 学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、次の各号に掲げる学校給食を受ける者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童及び当該児童と同様の学校給食を受ける教職員等 250円

(2) 生徒及び当該生徒と同様の学校給食を受ける教職員等 293円

2 前項の規定にかかわらず、学校給食を受ける児童、生徒及び教職員等について食材に関して特別の配慮が必要であると認められる場合その他市長が特別の事情があると認める場合における学校給食費及び教職員等給食費の1食当たりの額は、同項各号に定める額の範囲内で市長が別に定める額とする。

3 一の年度における、保護者が納付すべき学校給食費又は教職員等が納付すべき教職員等給食費(以下「学校給食費等」という。)の額(以下「年間納付額」という。)は、前2項に定める1食当たりの額に、当該年度に当該学校給食を受ける者に対して学校給食の提供ができる状況に至った回数に乗じて得た額とする。

(学校給食の休止又は終了)

第5条 保護者は、学校給食の提供を休止させ、又は終了させようとするときは、その旨を書面により市長に申し出なければならない。

(年間納付額の調整)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない理由により予定していた学校給食の提供ができなかったときは、年間納付額につき必要な調整を行うことができる。

(学校給食費等の納付方法)

第7条 保護者及び教職員等(以下「保護者等」という。)は、学校給食費等を口座振替の方法により納付しなければならない。ただし、これにより難いと市長が認めるときは、納付書その他の市長が認める方法により納付することができる。

(学校給食費等の納付額及び納期限)

第8条 保護者等は、その納付すべき年間納付額を分割して納付しなければならない。この場合において、当該納付に係る納付額及び納期限は、別表に定めるとおりとする。

2 市長は、前項の規定により難いときは、同項の規定による納付額及び納期限を変更することができる。

(学校給食費等の充当及び還付)

第9条 市長は、学校給食費等につき過誤納金がある場合は、これを当該学校給食を受ける児童、生徒又は教職員等に係る未納の学校給食費等に充当するものとする。

2 前項に規定する場合において、充当を行わないときは、当該学校給食を受ける児童、生徒又は教職員等に係る当該過誤納金を還付する。

(学校給食費の減免)

第10条 条例第4条の規定により学校給食費を減免することができる場合は、災害等により保護者に学校給食費を納付する資力がないと認められるときその他の市長が特に必要があると認めるときとする。

2 条例第4条の規定に基づき学校給食費の減免を受けようとする保護者は、学校給食費減免申請書（様式第2号）により市長に申請しなければならない。

（遅延損害金の減免）

第11条 条例第5条第2項の規定により遅延損害金を減免することができる場合は、主たる生計維持者の死亡又は失踪があったときその他の市長が特に必要があると認めるときとする。

2 条例第5条第2項の規定に基づき遅延損害金の減免を受けようとする者は、学校給食費遅延損害金減免申請書（様式第3号）により市長に申請しなければならない。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第3条第1項及び様式第1号の規定は、令和3年9月1日から施行する。

2 この規則の施行の日から令和4年3月31日までの間の学校給食に係る第8条第1項の規定の適用については、同項中「別表」とあるのは、「附則別表」とする。

附則別表（附則第2項関係）

納 期 限	納 付 額
3月31日	年間納付額（この規則の施行の日から令和4年3月31日までの間の学校給食に係るものに限る。）

別表（第8条関係）

期別	納期限	納 付 額
第1期	6月30日	学校給食費等の1食当たりの額に、当該年度に学校給食の提供を予定する回数として金沢市教育委員会が別に定める回数に乗じて得た額を5（転入学その他の事由により年度の途中から学校給食を受ける場合にあっては、当該年度内に保護者が納入すべき納期の数）で除して得た額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り上げた額）
第2期	8月31日	
第3期	10月31日	
第4期	1月4日	
第5期	3月31日	

備考 納期限の欄に掲げる日が休日（金沢市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第1条に規定する市の休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日の直後の休日以外の日を納期限とする。

様式第1号(第3条関係)

その1

学校給食申込書(児童・生徒用)

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申込者 氏名
(保護者) 住所
児童又は生徒からみた続柄
連絡先

次の児童又は生徒が金沢市立の小学校及び中学校に在学する期間中、学校給食を受けたいので、金沢市学校給食費条例施行規則第3条の規定により申し込みます。

学校給食を 受ける児童 又は生徒	氏 名			
	学校名		学 年	

備考 この申込書は、提出日から児童又は生徒が金沢市立の小学校及び中学校に在学する間効力を有します。

児童手当及び特例給付に係る学校給食費の徴収に関する申出書

(宛先) 金沢市長

私は、学校給食費について、所定の納期に支払えなかった場合には、児童手当法第21条第1項の規定に基づき、金沢市長から支給を受ける児童手当等(児童手当及び特例給付をいう。以下同じ。)から、当該児童手当等の支払期日をもって当該学校給食費の支払に充てることを申し出ます。

なお、この申出の撤回を行わない限り、この申出に基づき、児童手当等から所定の納期に支払えなかった学校給食費の支払に充てるものとします。

年 月 日

児童手当等受給者(保護者)

(署名又は記名押印)

その2

学校給食申込書（教職員等用）

年 月 日

（宛先）金沢市長

申込者 氏名
住所
連絡先

次の期間中、学校給食を受けたいので、金沢市学校給食費条例施行規則第3条の規定により申し込みます。

学校給食を受ける期間	
------------	--

様式第2号（第10条関係）

学校給食費減免申請書

年 月 日

（宛先）金沢市長

申請者 住所
（保護者）氏名
連絡先

金沢市学校給食費条例第4条の規定により学校給食費の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

学校給食を受ける 児童又は生徒	氏 名	学 校 名	学 年 組
減免を申請する期間			
申 請 の 理 由			

様式第3号 (第11条関係)

学校給食費遅延損害金減免申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

申請者 住所
氏名
連絡先

金沢市学校給食費条例第5条第2項の規定により学校給食費に係る遅延損害金の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

学校給食を受ける 児童又は生徒	氏 名	学 校 名	学 年 組
減免を申請する遅延 損害金の対象となる 学校給食費の期間	年度 第 期分 から 第 期分 まで		
申 請 の 理 由			

金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第43号

金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

金沢市公営企業の設置等に関する条例及び金沢市農村下水道条例の一部を改正する条例（令和3年条例第28号）附則ただし書に規定する規則で定める日は、令和3年7月1日とする。

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第44号

金沢市事務決裁規則の一部を改正する規則

金沢市事務決裁規則（昭和60年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2第4項の表中

「	2	ITビジネスプラ ザ武蔵の使用の承認 等				○		を 」

2	ITビジネスプラ ザ武蔵の使用の承認 等				○	
3	金沢未来のまち創 造館の使用の承認等				○	

に

改める。

附 則

この規則は、令和3年8月8日から施行する。

職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第45号

職員の服務等に関する条例施行規則及び金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の服務等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 職員の服務等に関する条例施行規則(平成7年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項第5号中「結婚する」を「結婚(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係その他これに準ずる関係として市長が定める関係を有することとなるものを含む。以下この号において同じ。)をする」に改め、同項第13号中「ある者」の次に「その他これに準ずる者として市長が定める者」を加え、「次号」を「以下この号及び次号」に改め、同項第15号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として市長が定める者を含む。)」を加え、同項第18号中「ある者」の次に「その他これに準ずる者として市長が定める者」を、「以下」の次に「この号において」を加える。

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表における「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として市長が定める者を含む。

(金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和元年規則第16号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第3号中「結婚する」を「結婚(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係その他これに準ずる関係として市長が定める関係を有することとなるものを含む。以下この号において同じ。)をする」に改め、同条第2項第9号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として市長が定める者を含む。)」を加える。

別表第2に備考として次のように加える。

備考 この表における「配偶者」には、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに準ずる者として市長が定める者を含む。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

金沢市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年6月22日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第46号

金沢市財務規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市財務規則（昭和39年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第57条第1項第2号中「ITビジネスプラザ武蔵」の次に「金沢未来のまち創造館」を加え、同項第3号及び第4号並びに別表第1甲表中「ITビジネスプラザ武蔵」の次に「及び金沢未来のまち創造館」を加える。

第2条 金沢市財務規則の一部を次のように改正する。

第47条第1号中「第7号」を「第8号」に改め、同条に次の1号を加える。

(8) 学校給食費及び教職員等給食費に使用するもの 様式第24号の3

第48条の2第1項中「様式第24号の3」を「様式第24号の4」に改める。

別表第1甲表中

内水整備課	内水整備課長	流水占用料等、法定外公共物の使用料及び河川境界証明手数料の収入に関する事務	所属職員	を
内水整備課	内水整備課長	流水占用料等、法定外公共物の使用料及び河川境界証明手数料の収入に関する事務	所属職員	
教育総務課	教育総務課長	学校給食費及び教職員等給食費の収入に関する事務	所属職員	に
教育総務課	教育総務課長	学校給食費及び教職員等給食費の収入に関する事務	所属職員	

改める。

様式第20号の備考第1項中「様式第24号の2」を「様式第24号の3」に改める。

様式第24号の3を様式第24号の4とし、様式第24号の2の次に次の1様式を加える。

様式第24号の3 (第47条、第48条、第49条、第114条関係)

その1

ア

年 月 日

様

金沢市長

印

年度 学校給食費 納入通知書

あなたの期別ごとの学校給食費をそれぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市公金受託者に納めてください。

1 学校給食を受ける者

2 納付者氏名

3 年間納付額 円

(年間納付額に記載する金額が予定額である場合には、この欄に、その旨及び当該額について必要な調整を行うことがあることを付記すること。)

4 各期別における納付額及び納期限

内訳

期別	納 付 額	納 期 限
第1期	円	
第2期	円	
第3期	円	
第4期	円	
第5期	円	

5 説明

(この欄には、各期別における納付額を納期限までに納付しなかった場合において、遅延損害金を徴収すること及び督促状を送付することについて記入すること。)

(表)

<p style="text-align: center;">石川県金沢市 領収済通知書</p> <p style="text-align: center;">年度 学校給食費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">加入者名</td> <td style="width:25%;">口座番号</td> <td style="width:25%;">納付額</td> <td style="width:25%;">円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td colspan="3">納付書発行番号</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td colspan="3">納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">納付者氏名</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p>	加入者名	口座番号	納付額	円	収納機関番号	納付書発行番号			整理番号				期別	納期限			納付者氏名		納付額	円	遅延損害金	円	合計	円	納期限		<p style="text-align: center;">石川県金沢市 納付書(控)</p> <p style="text-align: center;">年度 学校給食費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:25%;">加入者名</td> <td style="width:25%;">口座番号</td> <td style="width:25%;">納付額</td> <td style="width:25%;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付書発行番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td colspan="3">納期限</td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%;">納付者氏名</td> <td style="width:50%;"></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p>	加入者名	口座番号	納付額	円	納付書発行番号				整理番号				期別	納期限			納付者氏名		納付額	円	遅延損害金	円	合計	円	納期限		<p style="text-align: center;">石川県金沢市 領収証書</p> <p style="text-align: center;">年度 学校給食費</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">納付書発行番号</td> </tr> <tr> <td>整理番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>期別</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">納付者氏名</td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>遅延損害金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記の金額を領収しました。 金沢市指定金融機関等(※)</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>この領収証書は、後日の 証拠として5年間保存し てください。</p>	納付書発行番号		整理番号		期別		納付者氏名		納付額	円	遅延損害金	円	合計	円	納期限	
加入者名	口座番号	納付額	円																																																																			
収納機関番号	納付書発行番号																																																																					
整理番号																																																																						
期別	納期限																																																																					
納付者氏名																																																																						
納付額	円																																																																					
遅延損害金	円																																																																					
合計	円																																																																					
納期限																																																																						
加入者名	口座番号	納付額	円																																																																			
納付書発行番号																																																																						
整理番号																																																																						
期別	納期限																																																																					
納付者氏名																																																																						
納付額	円																																																																					
遅延損害金	円																																																																					
合計	円																																																																					
納期限																																																																						
納付書発行番号																																																																						
整理番号																																																																						
期別																																																																						
納付者氏名																																																																						
納付額	円																																																																					
遅延損害金	円																																																																					
合計	円																																																																					
納期限																																																																						

(裏)

(※) 金沢市指定金融機関等とは、
金沢市指定金融機関、
金沢市指定代理金融機関、
金沢市収納代理金融機関又は
金沢市公金受託者

をいいます。

備考 教職員等給食費に係るものは、「学校給食費」とある部分に「教職員等給食費」と記入すること。

その2

年 月 日

様

金沢市長

印

年度 学校給食費 納入通知書 (口座振替用)

あなたの期別ごとの学校給食費をそれぞれの納期限までに金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関で納めてください。

なお、あなたの学校給食費は、あなたが指定された口座から振替納付されます。

1 学校給食を受ける者

2 納付者氏名

3 年間納付額 円

(年間納付額に記載する金額が予定額である場合には、この欄に、その旨及び当該額について必要な調整を行うことがあることを付記すること。)

4 各期別における納付額及び納期限

内訳

期別	納 付 額	納 期 限
第1期	円	
第2期	円	
第3期	円	
第4期	円	
第5期	円	

5 指定口座

金融機関・支店名

預金種別

口座番号

口座名義人

6 説明

(この欄には、各期別における納付額を納期限までに納付しなかった場合において、遅延損害金を徴収すること及び督促状を送付することについて記入すること。)

備考 教職員等給食費に係るものは、「学校給食費」とある部分に「教職員等給食費」と記入すること。

その3

(表)

<p style="text-align: center;">領収済通知書</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p style="text-align: center;">納付書 (控)</p> <p style="text-align: center;">様</p>	<p style="text-align: center;">口座振替納付の不納について (お知らせ)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p>あなたの納付額 () 分、納期限のため振替できませんので、この納付書で、最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市収納代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市公金受託者に納めてください。</p> <p>指定期日： 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">金沢市長 印</p>	<p style="text-align: center;">納付書兼領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校給食費</td><td></td></tr> <tr><td>期 別</td><td></td></tr> <tr><td>整 理 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>本来の納期限</td><td></td></tr> <tr><td>納 付 額</td><td></td></tr> <tr><td>遅延損害金</td><td></td></tr> <tr><td>合 計 金 額</td><td></td></tr> </table> <p>時点の納付状況に基づき本状を作成していただきますので、これに前後して納付された場合はご了承ください。</p>	学校給食費		期 別		整 理 番 号		本来の納期限		納 付 額		遅延損害金		合 計 金 額															
学校給食費																															
期 別																															
整 理 番 号																															
本来の納期限																															
納 付 額																															
遅延損害金																															
合 計 金 額																															
<p>上記の金額を領収しますので通知します。</p> <p>(宛先) 金沢市会計管理者</p> <p>金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関又は金沢市収納代理金融機関</p> <p style="text-align: right;">石川県金沢市 市町村コード</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校給食費</td><td></td></tr> <tr><td>期 別</td><td></td></tr> <tr><td>整 理 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>本来の納期限</td><td></td></tr> <tr><td>納 付 額</td><td></td></tr> <tr><td>遅延損害金</td><td></td></tr> <tr><td>合 計 金 額</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p>	学校給食費		期 別		整 理 番 号		本来の納期限		納 付 額		遅延損害金		合 計 金 額		<p>上記の金額を納付します。</p> <p>上記の金額を領収しました。</p> <p>金沢市指定金融機関</p> <p>金沢市指定代理金融機関</p> <p>金沢市収納代理金融機関</p> <p>金沢市公金受託者</p> <p style="text-align: center;">領収日付印</p> <p>この領収書は、後日の証拠として5年間保存してください。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>学校給食費</td><td></td></tr> <tr><td>期 別</td><td></td></tr> <tr><td>整 理 番 号</td><td></td></tr> <tr><td>本来の納期限</td><td></td></tr> <tr><td>納 付 額</td><td></td></tr> <tr><td>遅延損害金</td><td></td></tr> <tr><td>合 計 金 額</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">領収日付印</p>	学校給食費		期 別		整 理 番 号		本来の納期限		納 付 額		遅延損害金		合 計 金 額	
学校給食費																															
期 別																															
整 理 番 号																															
本来の納期限																															
納 付 額																															
遅延損害金																															
合 計 金 額																															
学校給食費																															
期 別																															
整 理 番 号																															
本来の納期限																															
納 付 額																															
遅延損害金																															
合 計 金 額																															

(裏)

		<p>(この欄には、納期限までに納付しなかった場合において、遅延損害金を徴収すること及び督促状を送付することについて記入すること。)</p>	
--	--	--	--

備考 教職員等給食費に係るものは、「学校給食費」とある部分に「教職員等給食費」と記入すること。

附 則

この規則中第1条の規定は令和3年8月8日から、第2条の規定は令和4年1月1日から施行する。

令和3年(2021年)6月22日	印刷	発行人	金 沢 市
令和3年(2021年)6月22日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	